

予防接種広域化事業が始まります



改正点

予防接種広域化事業とは、県内ほとんどの医療機関で個別予防接種を受けられる制度です。これまで、予防接種は南島原市、雲仙市および諫早市内の医療機関でのみ接種ができましたが、この事業により、接種機会が広がり、かかりつけ医での接種ができるようになります。

種類

乳幼児…3種混合、麻しん風しん混合、麻しん、風しん、日本脳炎（BCGおよびポリオはこれまでとおり集団接種）
 児童…2種混合、日本脳炎
 高齢者…インフルエンザ

持って行くもの

・乳幼児は母子手帳 ・高齢者は健康手帳
 ・健康保険証等住所が確認できるもの

注意事項

- ・予診票は、医療機関に備え付けのものをご使用ください。市から配布している予診票は、南島原市内の医療機関でのみ使用できます。
- ・幼児の接種には、母子手帳は必ず持って行きましょう。母子手帳がないと接種歴の確認と接種済の検印ができません。
- ・高齢者のインフルエンザを受ける場合は健康手帳を持って行き、接種の記録をもらってください。
- ・乳幼児、児童の場合、接種には必ず保護者が同伴して下さい。
- ・医療機関には事前に予約をしてください。
- ・接種前に市が配布している注意事項を必ず読んでください。
- ・実施医療機関一覧については健康保健課までお問い合わせ下さい。

対象者

市が実施する予防接種の対象者

開始時期

平成18年10月1日から

料金

無料

接種方法

医療機関にある2枚複写の予診票に必要事項を記入の上、接種を受けてください。

お問い合わせ 各総合支所・住民センター市民課または健康保健課総務母子班 TEL050-3381-5050

海区漁業調整委員会委員選挙人名簿の登載申請について

9月1日は海区漁業調整委員会委員選挙人名簿の申請基準日です。

申請書は漁業協同組合を通じて受け付ける予定ですが、直接選挙管理委員会（各総合支所・総務課）でも受け付けますので必ず期間内（9月5日まで）に申請してください。

選挙権を有する者の範囲

1年に90日以上、漁船を使用する漁業を営み又は漁業者のために漁船を使用して行う水産動植物の採捕若しくは養殖に従事する者

海区漁業調整委員会とは

海区漁業調整委員会は水面を総合的に利用し、もって漁業生産力を発展させ、あわせて漁業の民主化を図ることを目的として、農林水産大臣が定める海区ごとに設置されています。長崎県では、長崎県南部海区、長崎県北部海区、五島海区、対馬海区の4海区に海区漁業調整委員会が設置されています。また、4海区にわたる問題を処理するために、長崎県連合海区漁業調整委員会が設置されています。

お問い合わせ 南島原市選挙管理委員会 TEL050-3381-5020

麻しん・風しんの予防接種が変わります

予防接種法施行令等の改正

予防接種法施行令等が改正され、平成18年6月2日から以下の2点が変わりました。お子さんの接種状況を確認の上、必要な場合は早めに接種を済ませましょう。

- ① 麻しんおよび風しんの単独ワクチンを定期の予防接種として接種できるようになりました
- ② 麻しんおよび風しんの単独ワクチンをすでに接種済のお子さんも、小学校就学前に第2期接種をします

対象年齢および対象者

【対象年齢】

ワクチン	出生時	3ヶ月	6ヶ月	9ヶ月	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	備考
麻しん・風しん混合ワクチン					(第1期) 1回				(第2期) 1回				麻しんワクチン、風しんワクチンおよび麻しん風しん混合ワクチン接種後、27日は他の予防接種は受けられません。
麻しんワクチン													
風しんワクチン													

【改正後の対象者】

○：接種可 ×：接種不可
 空白：原則麻しん風しん混合ワクチンによる接種ですが、単独ワクチンによる接種もできます

	第1期			第2期		
	麻しんワクチン	風しんワクチン	混合ワクチン	麻しんワクチン	風しんワクチン	混合ワクチン
麻しんワクチンのみ接種済	×	○	×			○
風しんワクチンのみ接種済	○	×	×			○
麻しんワクチンおよび風しんワクチンともに接種済	×	×	×			○
麻しんにかかったことが明らかで風しんワクチン未接種	×	○	×	×	○	×
風しんにかかったことが明らかで麻しんワクチン未接種	○	×	×	○	×	×
麻しんおよび風しんともにかかったことが明らか	×	×	×	×	×	×
麻しんワクチンおよび風しんワクチンともに未接種			○			○

1歳になったら、なるべく早く第1期の接種を済ませよう！
 小学校に入学する前の第2期の接種も忘れないでね。



接種の方法

- 1 接種方法 個別接種
- 2 場所 南島原市、雲仙市および諫早市内で個別接種を受け入れている医療機関（医療機関一覧をお持ちでない方はお問い合わせください）
 ※ただし、予防接種広域化事業開始後は、県内ほとんどの医療機関
- 3 料金 無料
- 4 持って行く物 ①母子手帳 ②予診票 ③健康保険証等住所が確認できるもの
- 5 その他 対象者には市から予診票を送付します。不足や紛失の場合はお近くの総合支所または住民センターで再交付を受けてください。

注意事項

- ・接種には必ず保護者が同伴してください。
- ・医療機関には事前に予約をしてください。
- ・母子手帳は必ず持って行きましょう。母子手帳を忘れた方は接種歴の確認と接種済の検印ができません。
- ・接種を受ける前に必ず対象年齢と接種間隔を確認してください。
- ・接種を受けさせる際は、市が配布している説明書をよく読んでください。

お問い合わせ 各総合支所・住民センター市民課または健康保健課総務母子班 TEL050-3381-5050